

健康診査及び保健指導に関するコラボヘルス推進に係る覚書

石油製品販売健康保険組合（以下、組合）と _____（以下、事業所）は、組合が実施する「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づく特定健康診査、特定保健指導及び保健事業の一環で実施する健康診断事業（以下、健診）と、事業所が実施する労働安全衛生法その他の規程に基づく健康診査、健康指導の共同推進を目的に、以下の通り覚書を取り交わすこととする。

1. 目的

被保険者の中長期的な生活習慣病予防のため、健診の事後フォロー並びに受診勧奨等、双方の健康管理事業の効率化及び充実化を図り、リスク保有者に対し適切なアプローチを実施することを目的とする。

2. 共同推進

上記目的を達成するため、組合及び事業所は共同で実施する事項について以下のとおり定める。

- （１）健診結果及びリスク保有者データ（以下、健診情報）の共有による事後フォロー
- （２）高リスク保有者に対する医療機関への受診勧奨

3. 健診情報の共有

利用目的を共同して推進していくために、組合及び事業所は各々保持する健診情報を互いに提供し、共有することとする。

4. 提供の時期及び方法

共有する健診情報について、組合が事業所に提供する場合は、年度を単位とした四半期ごとに提供し、事業所が組合に提供する場合は別途定める。

提供の方法については、記録ディスク等の媒体に暗号化を施した上で記録することとし、開封パスワードを設定するとともに、郵便書留などの相手方に確実に送達できる方法で送付する。

なお、開封パスワードについては当該記録媒体とは別便で相手方に通知するものとする。

また、本覚書締結年度の前年度の健診情報を組合が事業所に提供する場合、事業所は所定の書類を組合に提出しなければならない。

5. 管理方法及び廃棄処分

組合及び事業所は、相手方より提供を受けた健診情報については秘匿性の高い情報であることを認識し、個人情報保護法等の関連法や各々の規程に基づき十分に注意するとともに、他の情報等と混在しないよう区分した上で厳重に管理・保管する。

電子データにて管理する場合は、関係者以外のアクセスを不可とする等の措置を講じ、データが不要となった場合は速やかに個人情報漏えい防止策を講じた上で廃棄処分する。

6. 公表

組合及び事業所は、共有する健診情報について、組合のホームページにおいて下記の項目を公表することにより被保険者へ周知する。

- ・ 事業所名称及び所在地
- ・ 利用目的
- ・ 検査項目名
- ・ 共同して利用する者の範囲
- ・ 個人データの管理責任者

7. 費用負担

組合及び事業所は、各々実施する事業に係る費用を負担することとし、別途定める場合を除き、双方の間に費用の精算は発生しない。

8. その他

組合または事業所のいずれかが本覚書を解除したいときには、1 カ月前までに文書にて申し出ることによりこれを解除できるものとする。

なお、本覚書に定めのない事項や疑義が発生した際には、その都度双方協議の上別途定める。

また、組合及び事業所は本覚書を証とするため、これを 2 通作成し双方記名捺印の上、各 1 通を所持する。

本覚書は、令和 年 月 日より有効とする。

令和 年 月 日

[記号:]

東京都千代田区三番町 1-5

石油製品販売健康保険組合

理事長 矢島 幹也 ⑩

